

中川村フリースクール利用料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校に通うことが困難な不登校児童生徒の学校以外の居場所を確保し社会的自立を支援するため、フリースクールを利用する児童生徒の保護者が支払う利用料等に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者で、中川村に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒の親又は第4条に規定する児童生徒が利用しているフリースクールの利用料または通所に要する経費を負担している者をいう。
- (4) フリースクール 義務教育段階の不登校児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う学校外の民間施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす者とする。

- (1) フリースクールに通う児童生徒の保護者で村内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 保護者及び同一世帯で生計を一にする全員が、村税その他義務的納付金を滞納していないこと。
- (3) 国、県、その他の団体等から、フリースクールの利用及び通所に要する経費について、補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象者が負担したフリースクールの利用料（以下「利用料」という。）。ただし、入所費のほか教材費、実習費等の実費負担にかかる経費は補助の対象としない。
- (2) フリースクールを利用するために、補助対象者が負担した通所に要する公共交通機関の経費（以下「通所費」という。）。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、当該合算額に100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 利用料のうち、児童生徒1人1日当たり500円とし、毎月1万円を上限とする。
- (2) 通所費の2分の1以内とし、毎月7千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、中川村フリースクール利用料等補助金交付申請書兼請求書（別記様式）（以下「申請書」という。）に、補助対象経費が確認できる書類を

添付し、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に規定する日までに提出しなければならない。ただし、提出ができないことについて村長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 4月1日から7月31日までの利用分 8月末日まで

(2) 8月1日から12月31日までの利用分 翌年1月末日まで

(3) 1月1日から3月31日までの利用分 4月10日まで

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金額を決定し、交付するものとする。

(利用状況の確認)

第8条 村長は、申請書及び現地調査によりフリースクールの利用状況を確認するものとする。ただし、フリースクールから提出された利用状況報告書（任意様式）及びフリースクールから在籍校に提供された情報等を聴取することにより代えることができるものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式 省略